

平成30年度

第5回八王子市環境審議会

平成31年 3月26日(火)

本庁舎議会棟4階 第5委員会室

八王子市環境政策課

平成30年度 第5回八王子市環境審議会出席者名簿

会 長	奥 真 美
委 員	荒 井 康 浩
	中 島 裕 輔
	西 川 可穂子
	沼 田 真 也
	大 竹 邦 江
	大久保 雅 司
	上 村 邦 彦
	荒 井 和 誠

事務局職員	環境部長	佐 藤 宏
	資源循環部長	原 田 親 一
	水循環部長	池 内 司
	環境保全課長	青 木 一 浩
	環境政策課長	南 部 か や
	ごみ減量対策課長	木 下 博 文
	環境政策課課長補佐	山 本 直 樹
	環境政策課主査	星 学
	ごみ減量対策課主査	河 井 雅 之
	環境政策課主任	峯 岸 佳代子
	ごみ減量対策課主任	日 野 陽 子
	環境政策課主事	山 口 和 希
	水環境整備課長	吉 岡 宏 人
	水環境整備課課長補佐	清 水 亨
	水環境整備課主事	田 代 祐 一

平成30年度 第5回 八王子市環境審議会

平成31年3月26日（火）

午後2時00分から

本庁舎議会棟4階第5委員会室

次 第

1 みどりの基本計画の改定について（中間報告）

2 地球温暖化対策地域推進計画の改定について

3 水循環計画の改定について

4 その他

午後2時00分 開会

○**奥会長** では、ただいまより平成30年度第5回八王子市環境審議会を開催いたします。

最初に、委員の出欠状況について、事務局からご報告をお願いします。

○**星環境政策課主査** はい。では、本日の出席状況について報告いたします。

まず、事前に欠席のご連絡をいただいている委員の方を報告させていただきます。

櫻井委員、鷺谷委員、千明委員、上田委員、池田委員、横田委員の6名です。定足数につきましては、15名の委員のうち9名のご出席をいただいております。過半数割れをしておりませんので、この審議会は成立しております。出欠については以上です。

○**奥会長** 続いて、配付資料の確認をお願いいたします。

○**星環境政策課主査** では、配付資料のご説明をさせていただきます。事前に配付させていただきましたものとして、審議会の次第。

次に、資料1、八王子市みどりの基本計画の改定について（中間報告）、こちらにつきましては、配付後に変更があったため、当日資料として再配付しております。審議の際は、本日配付した資料で説明等を行いますので、こちらをご確認ください。

次に、資料2、八王子市地球温暖化対策地域推進計画の改定に係る基本構想について、こちらがA4両面で18ページです。

次に、資料3、八王子市水循環計画の改定に係る基本構想について、こちらがA4両面で3ページです。

次に、当日配付資料として、先ほど諮問させていただきました計画の諮問書をお配りしております。また、資料4としまして、第2次八王子市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメント実施結果について、こちらがA4両面で1枚となります。

最後に、資料5、八王子市環境基本計画のSDGs資料を抜粋したものをお配りしております。

資料の説明については以上となります。

○**奥会長** 資料は全てそろっておりますでしょうか。

(はい)

○**奥会長** それでは、次第に沿って進めてまいります。まず、次第1のみどりの基本計画について、環境保全課長からご説明をお願いします。

○**青木環境保全課長** 環境保全課長の青木です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、みどりの基本計画の改定をするに当たり、現時点での計画の改定状況につ

いて中間報告させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

まず、昨年5月の本市の審議会では、みどりの基本計画の策定方針として、緑の質の向上、市民協働の促進、また、検討会等の策定会議についてご報告させていただきました。今回は、その後の庁内及び庁外の検討会において、学識経験者、専門家の方、市民の方々からいただきましたご意見を踏まえ、新計画の基本方針、目標、計画の体系、そして、基本施策までがおおむねまとまりましたので、その内容についてご報告させていただきます。

それでは、資料に沿って説明させていただきますが、資料の前半が前回と重複する部分がありますので、前半は少しかいつまんで説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

本計画は、都市緑地法に基づき、みどりに関する施策を総合的かつ計画的に進めるためのものがございます。

3ページ、計画の位置づけについてです。

本計画は、環境基本計画の個別計画として位置づけられているほか、上位計画には八王子ビジョン2022や都市計画マスタープラン、連携する計画として都の計画もあります。それぞれの計画と調和のとれた計画とする必要がございます。

次に、4ページ、現行計画の検証についてです。

現行計画では、緑の確保目標として、緑被率と公園充足率を定めておりました。

まず、緑被率については、目標値61%に対して58.4%であり、この10年間で2.6%減少している状況となっています。

主な要因としては、幹線道路の整備や、多摩ニュータウン開発などです。それらは、いずれもまちづくりとして計画的に進められてきた事業であり、ニュータウンなどは整備に合わせて良質な大小の緑地として公園を整備しており、緑の量は減りましたが、その分、質が上がり、市民に利活用される緑となっています。

次に、5ページの公園充足率についてです。

実績については現在算出中となっています。ここでは参考に都市公園の市民一人当たりの面積をグラフに掲載しています。増加傾向ではありますが、八王子ビジョン2022の目標値12.5㎡に対し、平成30年度が12.18となっており、目標達成にはまだ至っていないという状況となっております。

次に、6ページの現行計画における主な成果についてです。

まず、八王子駅周辺の緑化につきましては、駅周辺のデッキ部分や屋上など、限られたスペースを有効に活用した緑化を行いました。

次に、斜面緑地や里山の保全につきましては、市や都の条例の制度により、斜面緑地保全区域や緑地保全地域などに指定し、保全しております。

指定面積につきましては、グラフのとおり横ばいであり、平成29年度の増加につきましては、上川の里に隣接する緑地を特別緑地保全地区に指定したことによるものです。

次に、7ページ、主な成果の続きになります。

市街化調整区域のみどりの保全につきましては、市街化調整区域の保全に向けた土地利用に関する条例を制定したほか、緑地保護地区の指定などを行いました。

なお、自然環境評価につきましては、現在、庁内・庁外の検討会でその取り扱いについて議論しており、そこからの意見や地域の実情を踏まえ、新たな視点を反映した資料として、計画づくりに活用することとしております。

次に、公園・緑地の適正配置と維持管理につきましては、公園・緑地の整備に加え、アドプト団体として市民参加が増加し、また、緑地が減少した多摩ニュータウン地域に1ha以上の公園等を4か所確保いたしました。

次に、8ページ、改定にあたっての課題についてです。

まず、①これまでの取組みですが、これは主に行政が主導で取り組んできた結果を踏まえた課題となります。

みどりのストックとして見た場合、法令制度で担保された緑地の面積や、一人あたりの公園面積は拡大していますが、その一方で、緑地が荒れていたり、近所の公園に魅力がないといった状況から、適切な管理や有効活用の推進が一つの課題となっています。

また、緑被率の減少や中心市街地でのみどり、公園の少なさといった現状から、みどりの量の確保と偏在の解消などが二つ目の課題でございます。

次に、9ページ、社会情勢からとなります。

社会情勢、社会状況の変化により見えてきた課題となります。

人口減少や少子高齢化社会では、高齢化が進むと市民協働の部分が後退することが想定されるため、その対策が必要となります。

また、自然災害等の増加では、みどりとしての防災機能を向上させる必要があります。

社会資本の老朽化では、とりわけ公園の老朽化により利活用されない公園が散見されるため、さまざまな観点からの再整備が必要です。

生産緑地の指定解除では、生産緑地の指定から30年が経つ2022年には、多くの指定解除が想定されるため、生産緑地法に関連する各種制度を活用した対策等が必要となります。

次に、10ページの国等の施策についてです。

平成28年の国土交通省の都市公園等のあり方検討会では、緑とオープンスペースの量の整備から、多機能性を引き出す施策に移行すべきとまとめられております。

多機能性を引き出す観点として、ストック効果を高める、市民との連携の加速、都市公園を一層柔軟に使いこなすといった視点が重要とされております。

また、平成29年には都市緑地法等の改正が行われております。これにより、公園、緑地、農地に対して、表にあるさまざまな制度の活用が可能となりました。

したがって、今後はみどりを守るから、みどりを活用するにシフトしていく必要がございます。

次に、11、12ページをご覧ください。計画改定の基本的な考え方についてです。

ここまで説明させていただきました課題、社会情勢等を踏まえ、改定に必要な視点として、質の向上、量の確保、協働の推進の3つの視点を定めております。

まず1点目は、既存の公園等のみどりを地域のコミュニティや防災など、みどりの持つ多様な機能や役割を発揮させる視点として質の向上。

2点目は、減少が予想される里山や農地の保全に加え、まちなかのみどりを確保する視点として量の確保。

3点目は、市民・事業者・行政により、みどりを保全、活用する仕組みづくりと環境教育の充実の視点として協働の推進としております。

また、三つの視点の重要度については、現行計画ではみどりの量を重視し取り組んできましたが、多機能性を発揮させることが重要であることから、新計画では、質と協働の取り組みに重きを置く考えでおります。

なお、重要度に関しては、庁外の検討会の委員の皆さんからは、質を上げることで市の価値が向上し、ブランディングにもつながるので、とてもいいことではないかご意見をいただきました。

次に、13ページの新計画についてです。

計画期間は、2020年度から2029年度までの10年間で、みどりの機能につきましては、現行計画で示されている緑色の四つの機能に加え、オレンジ色の地域コミュ

ニティの形成と子育て、教育の二つの機能を加えました。

追加機能については、公園等を地域の拠点となる施設として、さらに利活用を推進するために追加するものであり、みどりの多機能化や質の向上につながるものと考えております。

次に、14ページ、基本理念についてです。

赤字の「機能を活かし」を追加しておりますが、これは、これまで説明させていただいたとおり、質の視点が最も重要であり、みどりの機能を発揮させ生かすことは、市民協働を促進する上で必要不可欠な要素であるとの考えからでございます。

また、みどりの将来像につきましては、現行計画を継承し、自然とまちと人を結ぶ「みどりの環境調和都市」としてはありますが、より将来像をイメージしやすくするため、イメージ図と将来像図を追加しております。

参考に絵柄を載せておりますが、将来像図については、地域ごとにみどりの拠点や骨格軸を示したいと考えております。

次に、15ページ、基本計画の目標についてです。

前項計画と同様、みどりの確保目標を緑地の確保と公園の整備としておりますが、緑地の確保目標につきましては、緑被率から緑地率に変更いたします。

変更の理由につきましては、緑被率は、上空から見たみどりで市内の多くを占める山林も含まれますが、緑地率は、都市公園、特別緑地保全地区、生産緑地地区など、施策として取り組んでいる成果を見えやすくするため、新たな指標にしたいと考えております。

緑被率については、補助的な指標として残すことを現在考えているところであります。

公園の整備目標につきましては、公園充足率から市民一人あたりの公園面積に変更いたします。変更理由については、都市公園法上、充足率の算出基礎である公園種別の誘致距離の数値表示が廃止となったため、市の公園条例で定めております市民一人あたりの公園面積を指標といたしました。八王子ビジョン2022の指標とも整合しております。

また、その他の補助指標として、緑被率と公園整備の目標を補完するため、市民アンケート等を通じて、みどりの機能についての満足度を調査することも検討しております。

次に、16ページの新計画の基本方針についてです。

これまで説明させていただきました基本理念や将来像を実現するための施策の方向性

として、三つの基本方針を定めております。

1点目、まちづくり・活用・質の向上の視点では、まちづくりや市民生活の向上に資する、地域の拠点となる公園やみどりを効果的に整備することといたします。

2点目の環境保全・量の確保の視点では、本市の豊かな自然環境を次世代に継承するため、まちづくりと調和したみどりの保全と緑化の推進を進めることとしています。

また、3点目は、協働・次世代育成の視点といたしまして、幅広い人材がみどりにかかわることができる機会を創出し、次世代を担う子どもたちへの環境教育のさらなる充実を図ることとしております。

以上、3点を基本方針と定めています。

次に、17ページ、計画の背景についてです。

現行計画では、表にあるとおり③の基本方針、⑤の配置方針、⑥の配置方針、⑧の方針など、章ごとに目標や方針を付記していましたが、改定後は、より見やすく、わかりやすくするために、これらの目標と方針をまとめ、それぞれの方針に基本施策と個別施策をぶら下げる体系、いわゆる、ツリー状に変更いたします。

また、地域別として、6つの地域区分ごとに、拠点となる公園やみどりを設け、施策レベルでの取り組み内容も定める予定としております。

次に、18ページ、施策の展開についてですが、資料中の緑の丸の質と記してあるものは、質に関する取り組みを指しております。同様に、丸の協は協働、丸の量は量の確保のそれぞれの取り組みを指しております。

①公園施策では、基本方針に基づいた公園整備、維持管理方針を策定するものとし、具体的にはみどりの持つ機能の向上につながる長寿命化計画やパークマネジメント計画などを策定することといたします。

次に、19ページ、公園施策の続きになります。

まず、民間活力の活用として、P a r k - P F Iや指定管理者の有効活用、そのほか多様な主体との連携を進めることといたします。

協働のすそ野を広げる取組みとしては、公園情報の積極的な発信、また、新しい公園の整備に当たっては、計画段階から地元の各主体を巻き込み、進めることといたします。

次に、20ページ、主要な緑化と緑地保全の施策についてです。

まず、まちなかの緑化推進では、景観性や快適性向上の取組みといたしまして、目に見えるみどりを創出するため、現行緑化条例で開発時に規定しております植樹義務に加

え、壁面緑化等の設置も可能とする条例改正の検討を進めることといたします。

また、花づくり事業については、緑化フェアのレガシーとして、みどりの担い手の育成や拠点花壇の支援を引き続き行うこととします。

なお、将来的には、活動する団体が自立して、さらに活動拠点が全市的に広がるよう取り組んでまいります。

次に、21ページ、主要な緑化・緑地保全施策では、みどりの拠点整備といたしまして、モデル緑地として、上川の里特別緑地保全地区を大いに利活用しようと考えています。地元やNPO、企業等と連携した緑地の管理を行うとともに、幼稚園や学校等の環境学習や企業の社員研修のフィールドとして、利用の拡大を進めることとします。

また、民間企業との連携による緑地保全については、セブンイレブン記念財団や佐川急便などと連携した環境教育活動に、引き続き取り組んでいくことといたします。

次に、22ページ、その他の施策についてです。

農地の保全、活用では、生産緑地の保全として、関係法令の改正を反映し、生産緑地の保全や遊休農地の活用を進めていくことといたします。

その他、生物多様性の保全、環境教育、環境学習、水循環計画などとの整合なども施策として盛り込んでいく予定でございます。

ここまでご説明申し上げた各施策につきましては、現在、庁内・庁外での検討会で議論中であるため、ある程度、参考としていただければと思います。

次に、23ページ、今後の予定、スケジュールについてです。

本日の環境審議会への諮問以降、31年度には庁内・庁外それぞれ2回検討会を開催し、その間、市民アンケートを行いながら、8月に素案としてまとめ、その後の流れとして、環境審議会の答申を受け、市の政策会議に付議、議会、委員会報告、パブリックコメントと進め、32年3月の計画策定を目指しております。

次ページ以降につきましては、参考資料として緑地の消失や増加の箇所を入れた図面、法改正等の経緯、SDG₅の資料を入れさせていただいております。

本審議会では、特に新計画における基本方針、みどりの確保目標、計画の体系、そして、各施策について委員の皆様からご意見等をいただければと思っております。

最後になりますが、本計画改定の外部検討会では、本審議会の沼田先生に座長として大変ご尽力いただいておりますことを、この場をおかりしまして、心より感謝を申し上げます。私からの説明とさせていただきます。

以上です。

○**奥会長** はい、ありがとうございました。

ただいまご説明のありました内容について、ご質問などありましたら出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

具体的な内容については、庁内検討会と策定検討懇談会で検討していただいて、そこでまとめられた素案が環境審議会に提出されるという理解でよろしいですか。

○**青木環境保全課長** そうです。

○**奥会長** それが来年度の8月ぐらいですね。

○**青木環境保全課長** そうですね。

○**奥会長** はい、わかりました。

環境審議会の場で、具体的な中身について詳細な議論ができるのは、その時点になりますね。大きな方向性と、柱についての部分を中間報告いただいておりますが、何かございますでしょうか。

はい、どうぞ、大竹委員。

○**大竹委員** 30ページのSDG_sについて、これはみどりの基本計画の時に、各環境市民会議に意見を聞きに回ったと思います。中央地区の時に、私が、SDG_sもきちんと盛り込んだほうがいいですよと言いまして、それが、恐らく、30ページと思いますが、これは新宿区のみどりの基本計画を載せているのですよね、参考資料として。

○**青木環境保全課長** そうです。

○**大竹委員** 八王子市は載せないのですか。

○**青木環境保全課長** 八王子市としては載せてまいります。あくまで参考として載せてある状況ではありますけれども、みどりの基本計画の中には、こういうSDG_sの考え方等について盛り込む予定はしております。

○**大竹委員** はい、わかりました。よろしくをお願いします。

○**奥会長** 既に盛り込んでいる新宿区の例を、今の時点では、こんな感じで八王子市も載せますということで挙げているということですね。

はい、どうぞ。

○**南部環境政策課長** 後ほど詳しく説明をしますが、こちらのカラーの環境基本計画、抜粋の資料がございます。これは環境基本計画からの抜粋ですが、今後、八王子市の個別計画については、全てこのように市の施策とSDG_sとのかかわりで、裏面がそれぞれ

の施策と、17ゴールとのゴールが特に関連が深いものを共通して載せていく方針になりまして、今はまだみどりの基本計画については策定途中なので、ここまでの整理ができていませんが、八王子市全体の方針について、同じような形で載せていくこととなります。

○**奥会長** ほかはいかがでしょうか。

何か沼田委員から補足はございますか。

○**沼田委員** 青木課長からご説明いただいたとおり、今、懇談会の方向としましては、三つのまちづくり、保全と量の確保と次世代、協働、こちらの方針で進めているところですが、懇談会でもなかなか議論がまとまらず難しいところが幾つかありまして、ぜひこちらの審議会の中でもご議論いただけたらと思います。どうしても経済や人口が縮小していくときに、全てを削っていく方向で物事が進んでいきますが、今、懇談会で出てきた意見の中には、稼いだり、使いたい人がいるときには、うまくお金が回るような仕組みを入れたらいいのではないかといった話は出ています。

ただ、それが実際にいろいろな法律ですとか、しがらみの中で、本当に実現可能かというの、今後、検討が必要で、ぜひ意見をいただきたいと思いました。

もう一つは、どんどんコントロールして、うまく緑地の機能を利用していこうという方向で行っていますが、本当にうまくいくかというのは、個人的にもなかなか悩ましいところで、いろいろルールができればできるほど、利用側の質は下がりますし、いろいろな体験の質というのは下がっていくという、いろいろなエビデンスもありますので、そういう責任を取るためには、やはりコントロールしなければいけない部分があると思いますけど、そのバランスを考えなければいけないということで、そのあたりは多分、公園の管理のあり方をもう少し考えていかないといけないというのは、議論の中で感じています。

三つ目で最後になりますけども、市民となると、どうしても難しいのが、シニア層と若い人たちのニーズのバランスをどう取るかというところがあります。やはり、若い人はどうしても労働力としてみなされて、そういうものが期待されている中で、本当に今の若い人というのは、その公園とかから得られるようなメリットみたいなものをあまり享受していない段階で、本当にそんなことが社会的にうまくいくのだろうかということ、実は考えています。

だから、やはりいろいろな方の意見が出てくるのですが、本当に中長期計画的にこう

いうものを考えるときには、少しそのバランスですね。現状のマジョリティの方々で物事を決めていくのもいいですが、若い方とかの意見も踏まえながら、もう少し未来志向でどうしていくみたいなのは悩ましいところがあります。もっと学校教育などを巻き込みたいとは思っているのですが、なかなかその映像を、せっかく立ててある計画をうまく効果的にするものとして、どうしたらいいかというのは悩むところでございます。

悩みというか、考えていることを申し上げた次第です。

○**奥会長** ありがとうございます。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○**荒井（和）委員** 先ほど沼田委員から、稼いだり、お金が回ったりという話があったので、そちらについての意見です。

私は恩方に住んでいて、よく高尾駅を通勤にも使っていますが、週末になると、観光の方が沢山いらっしゃいます。

そういった意味で、このみどりの活用というのは、インバウンドに対する視点というのはあると思います。せっかくこれだけのリソースを使って資源があるのですから、もっと人を呼び込んでという視点もいいのではないかと思います。

ただ一方、余り人が来過ぎると自然を破壊するという反対な側面がありますが、そういった側面があってもいいのではないかと思います。

もう1点は、15ページの目標の指標を変えますということですけど、できたら、現行計画の目標だったらこうです、新しい変更はこうですという形で、次回になると思いますが、そういう形で示していただいたほうが、この目標値を変えるときにはわかりやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○**奥会長** ありがとうございます。インバウンドに対してのアピールとして、これもなかなか難しいですが、確かにそういう視点も活性化という面で必要かと思えます。

○**青木環境保全課長** 機能を高めることで、観光的な要素も当然入ってくると思いますので、そこでインバウンド等も絡めながら呼び込めるような、魅力のある緑地としていくといったところも、一つ考え方としては持っておりますので、そういうところも反映していきたいと思っております。

○**奥会長** はい、どうぞ、中島委員。

○**中島委員** 最近、どんどんマンション住まいが増えている状況で、なかなか個人個人が

みどりに触れにくい中で、コモンガーデンではないですけども、そういった農地に触れられるような共有の都市農園みたいなものというものは、恐らくお年寄りと子どもの交流の場にもなったり、環境学習として学校で使ったりできると思うのですが、そういったみどりの質の展開というようなことは、今のみどりの機能の中にはどの辺に位置づけられているのか、あるいは、何か施策として検討されていることがあれば教えていただきたいです。

○**青木環境保全課長** 今、中島委員がおっしゃられたような、マンション等の共有スペースであるとか、あるいは、企業の緑地であるところを、ある種、市民公開緑地のような形で、形式的には緑地として見られていないところを開放し、市民にも利活用できるような形で、これと同じようなスポットとして位置づけるようなことができれば、より触れやすくなると思いますので、そういう形も一つ考え方としては持っている必要があると思っております。

○**中島委員** 都心部ですと、無理やり狭いマンションの屋上にそういうスペースを造る事例もありますが、八王子市ですと、地域で有効利用されていない公園の一角を、市民が自由に使える場所に活用できると思いました。

○**奥会長** 市民農園はありますけど、それ以外のところで、みどりの創出にもつながるし、コモンスペースとして使える場所が、開放できるかどうかですね。

○**沼田委員** その辺りについて、農家さんと都市住民の交流も期待されますし、議論としては出てきました。例えば、イギリスですと、いろんな国から来ている違う人種の人たちの交流の場にもなるということで、いろいろ機能はあると思います。現状の八王子市が管理されている公園では、場所が限られていて大変とは思いますが、そういう工夫が必要です。少し冒険をしながらやっていくことも非常に大事かと思っておりますので、ぜひ、今後は具体的な施策の中で検討できればと思います。

○**奥会長** お願いいたします。ほかはいかがですか。

西川委員、お願いします。

○**西川委員** 今までご議論されていた、同じような問題ですけど、八王子の場合は、都市の緑化というのが市民に一番目につきますし、どのようにされるかというのが一番問題かと思えます。

生物多様性の面から見ても、ニッチとって、都市の中にある程度の距離を置いてみどりがある程度あるというのは、いろいろな生き物が都市の中にも住めるという条件に

なります。例えば配置をされるときに、新しい大きなマンションを建てるときには、どのぐらいの大きさなのか、緑地をとるとか、都市ではいろいろ計画があるみたいですので、それに類似するような形で全体のみどりを見ながら、生物多様性の面からも、そういうものを配置する配慮もしていただけると、更にみどりを感じられる都市になるのではないかと思います。

以上です。

○**青木環境保全課長** 都市緑化、中心市街地は特に八王子市ではみどりが少ない状況があります。公園も少ない状況ですので、オープンスペースを有効に活用しみどりを配置できるように、条例なども少し改正することを視野にいれ、さまざまな手法を用いながら都市緑化を少しでも進める方向で検証してまいりたいと思います。

○**奥会長** はい、お願いいたします。ほかはいかがでしょうか。

私からもよろしいでしょうか。スライド10のところに、生産緑地法の改正で生産緑地の指定面積要件が緩和されて、300平米に引き下げられましたけれども、八王子市は、この条例改正で引き下げは既に行われましたか。

○**青木環境保全課長** 行っておりまして、ここで決まると思いますが、300平米です。

○**奥会長** そうですか。そうした場合には、どれぐらいその指定の対象になる農地が出てくるのか、その辺の見通しはどうかというのがあります。その見通しを立てた上で、先ほどの地域経済への貢献というお話でいいますと、直売所とか農家レストランなども設けられるように、こちら規制が緩和されているので、そういった生産緑地を活用して、その活性化も図っていき、市民やその市外の人との交流も図っていくというような循環がつけるといいと思っております、その辺の見通しをもう少し具体的に計画の中で打ち出していただけるといいと思ったのが1点です。

それと、防災・減災の視点も出していただいておりますけれども、特にみどりのグリーンインフラとしての機能に着目したときには、地球温暖化、気候変動に対して適応策としての機能もあるので、そういった適応策としてみどりをどう使っていくかという視点も、この防災のところで入れていただけると、非常にいいものになるのではないかと思います。

最後ですが、緑地の確保目標の指標として新たに緑地率を設け、今まで使ってきた緑被率は、補助指標として位置づけることはいいと思いますが、スライド20に緑視率というのも出てきていまして、この緑視率はどういう位置づけになるのですか。

みどりについては指標が三つ出てくるという、理解でよろしいでしょうか。

○青木環境保全課長 緑視率は、今、検討しているところであります。

○奥会長 スポットを見たときに、そこにどれだけみどりが入ってくるかということですね。

○青木環境保全課長 その割合を写真等で示します。

みどりや樹木が少ないところの指標として、都心部などで採用しているケースがあります。そこを参考に、八王子も中心市街地はみどりが少ないところあるので、何かしらの指標を持つ必要があるということで、検討しています。

○奥会長 浦安市も何年前に緑視率を位置づけていましたが、いずれにしてもこれは限られたスポットですね。

○青木環境保全課長 はい。

○奥会長 はい、わかりました。

どうぞ。

○中島委員 20ページのスライドで、まちなかの緑化推進で、景観性、快適性向上に、快適性という視点が出てきています。その壁面緑化、緑視率というところで、例えば真夏であれば、実質的な体感温度軽減というような視点もはっきりと入れていただけたらいいかと思います。

まちなかでは街路樹の位置や大きさも難しいとは思いますが、例えば、交差点に大きな葉ぶりの木があると、そこが日陰になって信号待ちのお年寄りが危なくないとか、バス停の上にみどりのカーテンみたいなものを作ると、安全・安心にもつながると思うので、そういった快適性向上というのは、体感温度や熱中症対策という視点で、目標や目的を掲げていただけたらいいかと思います。

○青木環境保全課長 ぜひ、そういったことを加えていきたいと思っています。

○奥会長 みどりの多様な機能をいかに引き出すかというのが、今回、新たに大きく打ち出そうとしている視点ですので、そういう意味では、今ご指摘のあったような視点というの、検討いただければと思います。

ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、今、ご意見がありました意見等を踏まえて、また懇談会で議論いただいて、来年度、素案の時点でより詳細を検討できればと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、次第2になります。地球温暖化対策地域推進計画について、環境政策課長お願いいたします。

○南部環境政策課長 では、資料2をご覧くださいまして、地球温暖化対策地域推進計画の改定についてご説明をいたします。

こちらにつきましては、31年度、1年間かけて改定を行っていくもので、本日は基本方針について報告をさせていただきます。まだ、本当に入り口に立ったところという状況です。

では、2ページ。1概要です。

今回はこちらの計画の前半期間が終了いたしますので、国の取り組み、社会情勢の変化などに対応するために改定を行っていくということになります。

次の裏面に行きまして、3ページ。

この計画の位置づけですが、今年改定いたしました環境基本計画の下位に位置する4計画の1つでして、こちらは整合を図りながら改定事務を行ってまいります。

3ページにも書いてありますが、この地球温暖化対策地域推進計画につきましては、中核市には策定が法で義務づけられているものになります。

4ページ、3改定・見直しの計画期間です。

上から三つ目の欄をご覧ください。地球温暖化対策地域推進計画について書いてありますが、環境基本計画の改定・見直しを行いました翌年に、改定を行うというスケジュールで動いております。

5ページ、4現行計画の体系図になります。

現行計画は、資源・エネルギーが循環し、地球環境にやさしいまちをつくるを基本目標に掲げており、環境基本計画とそろえています。この基本目標の達成を目指して、三つの基本方針、基本施策の実現に向けて、10の重点プロジェクトに取り組む体系になっております。

6ページ、5現行計画の取組状況と課題です。

二酸化炭素の排出量の現状につきましては、こちらのグラフのとおり、基準年の平成12年度、23年度以降、最新の数値であります平成27年度までの推移になっておりまして、一番右端が今の計画の目標年度であります2024年度の数値になります。この目標に向かって、順調に減少しているという状況にあります。

7ページ、8ページをご覧ください。

こちらは現在の計画、三つの基本施策ごとの主な取組状況と成果、課題になります。計画を推進する中で生じた課題を検証して、今後の見直し作業を進めていくことになります。

例えば、7ページ、二酸化炭素排出量の削減の主な取り組みで、家庭のところに、温暖化防止イベントの参加者が増加したですとか、省エネ国の会員数及びはちエコポイントの加入者数が順調に増加しているといった状況があります。

ただ、これに対する課題としましては、主な課題にあるとおり、より興味をお持ちいただけるようなイベントを企画して、イベントに参加するだけでなく、省エネという実際の行動に移せる仕組みをつくっていくということが課題と考えております。

また、家庭での省エネの取組みについて、現在こちらで把握している参加状況を拝見しますと、年齢層が高いような傾向もありますので、幅広い年代の参加者の拡充といったことも、主な課題として考えているところです。

こういった取組状況と課題をまとめたページになります。

9ページ、10ページになります。

社会状況の変化をまとめてあります。国の動き、また、東京都の動き、それと、本市の上位計画の策定状況についてまとめてあります。

この中で一番大きなものとしてしましては、(1) 国の動向の中のア、パリ協定に基づいて日本の温室効果ガス排出量の削減目標が2013年度の水準から26%削減するという事に定められたことが、最も大きなものとして挙げられるのではないかと思います。

11ページ、12ページですが、11ページは現行計画を取り組んでいく中で出てきた課題と、社会情勢の変化について簡単にまとめたページになります。

これらを考慮しまして、12ページの8改定の基本方針、この基本方針に基づいて、今年1年間、改定作業を進めていこうというものです。

(1) 計画期間を2020年度から2030年度までの11年間とします。国はパリ協定に基づいて、CO₂排出量削減の目標年度は2030年度としておりますので、これと合わせていくというものです。

(2) CO₂排出量の削減割合の基準年、これを東日本大震災前の2000年度、平成12年から震災後の平成25年度に変更していきます。これも国と合わせていくものです。

(3) 年度ごとのCO₂排出量算出に使っている係数、これを国と合わせて各年度の

排出係数に変更します。

(4) 基本目標につきましては、環境基本計画と違ったものを掲げる大きな要因もありませんので、引き続き、環境基本計画と同じものを使っていきます。

(5) 基本目標の下にあります基本方針、基本施策、重点プロジェクトは、計画をこれから詳細に検証してまいります、その中で必要に応じて変更をしていきます。

また、CO₂の排出量削減割合の目標値については、今後、本市の取り組みによるCO₂排出量の削減、どれくらい削減できるかという可能性を検証しながら決定していきますので、ここでは具体的な数値はお示ししておりません。

13ページ、策定の体制です。

こちらにつきましては、市の内部としては、部長級、課長級、主査級の三つを組織として、外部委員を含む組織としては、こちらの環境審議会を初めとした三つの会議でご意見を伺いながら検討を進めてまいります。

14ページの表は、それぞれの組織の詳しい内容になります。

15ページ、10今後のスケジュールです。

こちらにつきましては、12月の委員会報告で議会に報告をいたしまして、その後、パブリックコメントを12月から1月に実施して、32年3月の完成を目指していきます。

温暖化計画についての基本方針については、以上になります。よろしくお願ひいたします。

○**奥会長** はい、ありがとうございました。

それでは、何かご意見、ご質問などがございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ、大竹委員。

○**大竹委員** 7ページのところで、省エネ国の会員数の増加ということが出ていますけれども、会員数が増加して、実際にシートを提出している人はどのくらい増えているのでしょうか。

○**南部環境政策課長** この省エネ国の制度は、一つのご家庭を一つの国と見立てて、家庭の省エネ活動に参加をするというものです。実際にどのような活動をするかといいますと、光熱水費の使用量を毎月シートに書いていただき、1年分を市にご提出いただいて、前の年に比べて上がったり下がったりというのが目に見てわかる形になりますので、更

に家庭の省エネに取り組んでいただくといった制度になります。しかし、このシートを出すというのがなかなかハードルが高いようでして、実際にシートを市に出して下さるといふところまではいかず、提出数が余り増えてないという課題があります。

登録者数につきましては、30年度1月末現在で、4,148名ご登録いただいています。前年に比べて350名ほど増えているのですが、4,000名近くいらっしゃる中で、実際にチェックシートを出して下さっているのが224名で大分少ない状況です。実際にお家で取り組んでくださっていても、シートを出すところで、そのハードルが越えられないというところが、課題になっていると思います。

○大竹委員 それについては、出してくださいとは特には言っていないのですか。

○南部環境政策課長 省エネ国の会員さんには、年に2回省エネ国通信をお送りしております。イベントの開催ももちろんですが、省エネの豆知識などもお送りしているので、その中で出してくださいというお願い、促しはしているところですが、なかなかハードルが越えられないところです。

○大竹委員 私も14年ぐらいやっていて、自分の中ではとても役立っています。ガソリン代ですとか、そういうのがあるとなかなか難しいのかもしれない。

○南部環境政策課長 その出し方も更に工夫が必要かと思うところです。今ですと、紙ベースとメールでお送りするのも可能な状況ではあります。

○奥会長 よろしいですか。

○大竹委員 はい、ありがとうございます。

○奥会長 沼田委員、お願いします。

○沼田委員 この温暖化に関する話は、いろいろな自治体の会議に出て、同じように悩んでいらっしゃるのによくわかります。

省エネしていくと、一見いいように聞こえます。経済とか、我々の生活の質を落とすしていくというのが、残念ながら現状進めると必ずそうになっていってしまうと思いますので、そこはバランスというのでしょうか。単に減ればいいという話ではないとは思いますが、恐らく、そのあたりは、今後、社会情勢を見ながら現状に即した計画とすると、今はお考えになっているようですが、具体的に大体どんな方針で行くのですか。

例えば、最終的には市内の電力を減らして何とか我慢しますということになっていってしまうのか、それとも、もう少し違う考え方に変えていくとか、そういったことも含めてこちらは検討されるのでしょうか。

○南部環境政策課長 沼田委員のおっしゃるように、生産的でない方向に行ってしまうと、それはそれで阻害することになってしまいますので、経済活動を阻害しないような方向で、何とかうまく折り合えないかというところが考慮すべきところだと思います。まさに、そのところは1年間かけて検討していくところですよ。

○沼田委員 例えば、先ほどあった省エネ国の話ですけど、個人の省エネというのをやるにはいいとは思いますが、多くの方は、自分のそういったものを顧みる余裕がなかったりして、それだったら違うものに時間を使うという方が、若い方はとても多いかと思っています。そういうニーズがあるところとないところというのが、はっきり分かれているような気がしますので、そういう社会情勢をかなり細かく見ながら、具体的にどのような落としどころでやっていくのか、すごく重要な気がしますので申し上げます。

○奥会長 ありがとうございます。ほかはいかがですか。

どうぞ、中島委員。

○中島委員 CO₂排出量の現状で、一人あたりのCO₂排出量の推移というグラフがありますけれども、これは積み上げているものではなくて、八王子市分を按分して算出し人口で割るという形ですか。

○南部環境政策課長 みどり東京という、東京都内の全自治体が共通でCO₂の排出量を算出するというプロジェクトがあり、その中で八王子市の数字は出ているものになります。

○中島委員 あくまでも合算で出てきてしまっていて、例えば、ここに重点プロジェクトで家庭、事業者、交通といろいろありますけれども、どれがどれぐらい増えたり減ったりというのは、なかなか把握が難しいという状況ですよ。

○南部環境政策課長 実際に家庭部門からの排出量、事業者部門からの排出量というのが出ているので、その推移は見ることはできます。

○中島委員 目標を立てるときには、まず現状把握が大事で、いろんな施策がどれぐらい効いたかというところを、可能な限り内訳を見ながら行う必要があります。恐らく、再生可能エネルギーで発電した分は消費量から引かれているため、その引かれている分は削減分の中でどれぐらいか等、これからいろいろ分析はされていくのかとは思いますが。そういった中で、どれがどれぐらい効果が出ているのかというところと、沼田委員がおっしゃった、経済活動が活性化して、いろんなイベントや、いろんな集客施設に、たくさんの方が来て活性化することで、エネルギー消費が増えてしまっている分というところ

るも恐らくあって、そこをどう評価していくかということも、一緒に検討していく必要があると感じた次第です。

○**南部環境政策課長** 中島委員のおっしゃるとおりで、人口が減っていくとCO₂排出量は少なくなります。人口が増えると、当然、二酸化炭素排出量が増えることになるので、実はその矛盾を解消するために、現在の温暖化計画につきましては、あえて一人あたりの排出量ということで目標を掲げました。そうすることで、人口の増減に左右されない目標ができるということで掲げました。

また、次の計画については、どのような目標にするかは、まだこれからの検証になるのですが、おっしゃるように、そういったニーズがあるところでございます。

部門別の排出量の推移ですが、お配りしました資料の18ページ参考資料3として、部門別CO₂排出量の推移というのがございまして、こちらがそれぞれの部門別の推移ということになっています。

以上でございます。

○**中島委員** では、一緒に人口もわかるわけですか。昼間、夜間人口になるのですか。民生家庭とかですと、増減しているのが当然人口の流入流出にも影響しますよね。

○**南部環境政策課長** はい、そうですね。このグラフには、人口の増減を落としていないですけれども。

○**中島委員** そういう意味では、この内訳でできる範囲で、例えば年度ごとの推移がどう変化しているか、この施策がどれぐらい効いてそうかとか、何で増え続けているのかというのを、ある程度、分析を並行しながら行っていく必要があると思います。これで見ますと基準年から民生家庭だけで見ると、増えて、また減ってきています。

しかし、6ページの全体はずっと減り続けています。

○**奥会長** この排出係数は固定ですよ。

○**星環境政策課主査** 補足ですが、18ページは固定ではありません。

○**中島委員** 固定ではないのですか。6ページは固定ですよ。

○**星環境政策課主査** 6ページは固定で、これから固定にしていきたいので、実際の数字を資料に落とさせていただいたという意味です。

どちらも、ホームページ等では全部紹介はしているのですが、今後はその実排出係数を使うので、その資料には排出係数の数字を主として載せています。

○**奥会長** 18ページのほうですね。

○**星環境政策課主査** 6ページについては、今までの現行計画がどのように推移したかということだったため、排出係数を固定したものを示させていただきました。

○**奥会長** 2000年の排出係数で固定した場合は、非常に順調に減ってきていますが、16ページは、固定と実数の両方が出ており、実数のほうにこれから変えるとなると、結局、それに左右されるわけですから、毎年かなり排出係数に変動が出てくるということはある得ますよね。

○**南部環境政策課長** 16ページのグラフの24年度と25年度のところで、大きく上がっていますが、これが東日本大震災で電源構成が化石燃料を燃料にしたというところの影響が大きかったものですから、それでぐっと上がっています。

ただ、この実数の係数を使ってしまうと、市民の皆さん、事業者の皆さんが努力して削減したのが見えなくなってしまいます。電源構成の影響でどんとはね上がるようになってしまうので、両方の数値をお示ししていたということになるのですが、今回の改定で、東日本大震災発生以降に基準年を持っていますので、ある意味、高どまりしているもので、そういう意味では、皆さんの排出量削減の努力が目に見える形でお示しできるのかなというところですよ。

○**中島委員** そういう意味では、この18ページのグラフが排出係数固定のグラフになると各部門が全部減っているのか、減ってない部門があるのかというのがわかってくるということですね。恐らく、もうあるのだと思いますけども。

○**南部環境政策課長** はい、あります。

○**奥会長** これは両方見せていただいたほうがいいということで、18ページのところについても、固定での傾向がどうなっているのかも教えていただきたいですね。

ほかはいかがですか。

どうぞ、荒井委員。

○**荒井（和）委員** CO₂排出係数に変動するというのは、やはり、省エネの効果がはっきり見えなくなってしまいます。一般家庭でされているのは電気の節減や、自動車の燃料の削減ですが、これはCO₂を削減しているのではなくて、エネルギーを削減しているということで、東京都は28年3月の環境基本計画からと思いますが、エネルギー消費量の政策目標をつくっています。

そういう意味で、エネルギー消費量を削減して、CO₂排出係数で電源構成が変わることによって、当然その係数が下がれば、今は下がっていく傾向にあると思うので、そ

ういう評価ができるのではないかということで、一度、エネルギーベースというものを考えてみたらどうでしょうかというのが一つの意見です。

施策の話のほうへ行きますと、8ページ目ですね。施策の取組状況と課題という中で、家庭についてはいろいろと対策はされているので、事業者分野のところでは、実は都内で見たら事業者、いわゆる、業務産業部門と言われてはいますが、そのうちCO₂排出量の4割近くが、大規模事業所が占めるという形になっていると思います。

八王子市内の大規模事業所について、CO₂排出量が抑えられているのかということと、恐らく、八王子市の特徴として、大きな工場というよりは、大学のCO₂排出量やエネルギー使用量が、非常に多いのではないのかと思います。そういったところとうまくタイアップして、大学で行っている省エネ活動を八王子市内の事業者や市民に広げる等、そういった大規模事業者相手の施策というのを、考えられないのかということが1点。

また、交通分野のところでは、低燃費車の普及に努められているということですが、電気自動車やPHVなど次世代自動車の目標や、施策はないのでしょうか。特に私が住んでいる地域では、ガソリンスタンドが大変少なくなっているのはご存じだと思います。

戸建て住宅は充電器の設置がしやすいと聞いていますし、ガソリンを入れるためにガソリンを使うというよりは、家で充電ができると良いと思います。もし一般家庭で電気自動車を購入した場合、ガソリンは使わなくなります。しかし、家庭部門としての電気は使うことになります。交通部門で下がったのが家庭にシフトするというような形で捉えられてくるので、そういったところも踏まえながら、市内にどれぐらいEVを普及させようとか、そういう野心的な計画とか、そういう物を見直してみたいかかかでしょうか。

以上です。

○南部環境政策課長 事業者の規模のお話ですが、八王子市の傾向としまして、中小の事業者さんが9割ぐらい、ほとんど中小の事業者さんが多いという傾向があります。その為、八王子市としても中小の事業者さんについて、いろいろな省エネの施策を打ってきたというところがあります。

○荒井（和）委員 事業者数は都内も一緒です。事業所数では95%ぐらいは中小規模事業者で、数%の大規模事業者のCO₂排出量が40%ぐらいを占めているという形です。

○奥会長 温対法と省エネ法の算定報告義務が課されている事業所が、そもそもどれぐら

いあるのかというのわかりますよね。

○南部環境政策課長 はい、そうですね。

○奥会長 あとは東京都の排出量取引の対象になっている事業所は具体的に数字がわかるのですが、大学も通常は大規模事業所で、その報告義務があるので、数字が出ると思います。

○南部環境政策課長 大学が多いというのは八王子市の特徴ですので、その辺も計画の策定の中で検証したいと思います。

○奥会長 ただ、そこは法の網がかかっているところですから、それ以外のところをどうするかというのがポイントになります。今まではエコアクション等の普及促進でということでしたけれども、他に何ができるかですよね。

○南部環境政策課長 次世代自動車の関連につきましても、これもまた具体的な施策の検討の中で、また取り扱っていくお話しになると思います。

○奥会長 はい、わかりました。

大久保委員、どうぞ。

○大久保委員 沼田委員の話のとおり、やはり温暖化対策というと、どちらかが我慢というか、削減というところばかりが、取り上げられてしまう。今回は、八王子ビジョンの下位計画なので、どのくらい書けるかわからないですが、我慢せず快適な使い方しても、しっかり温暖化防止に役立てる、いわゆるスマートシティというのですかね、EV、ヒートポンプ、太陽光またV2Hにより系統電源と太陽光、EVの蓄電池で家庭でのエネルギーが自己完結できる社会が実現しつつあります。家庭での施策において基本計画のときも言った、我々としては別に我慢する社会を目指しているのではなくて、快適だけれどもエネルギーロスを少なくして、かつ消費につながるというのですかね、いろんなものを買う、そういった意味だと経済の収縮にも歯どめがかかるというか、いろんな機器を選択する、機器を買いかえる、また、そういう豊かというか、快適な暮らしを享受しつつ、これにも寄与するという社会を目指していますというようなメッセージで、受けとめ方が変わるのではないかと考えています。下位計画なので、あまり全体を書けないかもしれませんが、先ほどのお話があるとすると、今のEVの話もそうですけど、インフラとしてつくり上げることで、経済発展にも実は寄与するということが結構あると思いました。

○南部環境政策課長 おっしゃるように、省エネというと、我慢するとか、何か嫌な思い

をしますが、大竹委員の活動を拝見していると楽しんで行うとか、快適に過ごすというところの視点というのは必要だと感じます。

○大久保委員 あと、ロスさせないということ。

○南部環境政策課長 長続きしませんし、共感も得にくいと思いますので、そういったところは、この温暖化計画の中でも重要な視点と考えます。

○奥会長 ほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○荒井(康)委員 先ほど諮問書の中に数字があったのを、再度確認していたところですが、12ページのスライドに基準年を2000年度から2013年度に変更をするという改定の基本方針があったわけですが、6ページのグラフを見ると、今現状は減っている、いいペースで進んでいるということで、2000年度を基準にしたときに30%削減というのが当初の目標だったわけです。しかし、12ページの改定の基本方針に書いてあるとおり、再度、基準年を変更して改定を行うということですから、例えて言うならば、ある程度、ダイエットが進んだ状況を基準にして、また更にダイエットしていくという、もっと厳しい状況に、厳しいというか、数値的にはそれを目標にすると大変なことかと思いますが、やはり、数値としては、そういう方向で考えていらっしゃるのですか。

○南部環境政策課長 最終的にどういった削減目標になるのか、どういった目標を具体的な数字を立てるのがいいのかは、これからの検証になるのですが、やはり国として目標値を掲げ、同じ方向に向かっていくという現状がある中では、やはり八王子市もここに合わせていかざるを得ないだろうというところがあります。

ただ、委員のおっしゃるように、ダイエットしたところで、また更にという目標を立てるとなると、かなり厳しいことは予想されますので、どういった取り組みが可能になるのかということが、十分検証していく必要があると思います。

○荒井(康)委員 6ページの棒グラフでいうと、今度、改定するときの基準になるのは、2013年度ということで、グラフではちょうど真ん中の高さになりますか。

○奥会長 それは固定の場合ですから、16ページのほうを見ていただくと、排出係数の実数で見た場合は2.2%というところから、今現在、マイナス7と言われたから、むしろ2013年で排出係数を実数でやったほうが、割と削減の幅が大きくなると、こちらのほうが達成がより容易な数字になるということで、国も2013年にしているとい

うところがあるのですよね。

○南部環境政策課長 あとは、どう目標を立てるかですね。

○沼田委員 国がやるべき話と自治体がやるべき話がまざっているので、ぜひ東京都とも連携を組んで行っていただきたい。どう頑張っても、自治体でこれ全部やるというのはおかしな話になるわけですので、現状を受け入れられるかわからないですけども、ここは広域自治体と基礎自治体が組んで行う必要があります。例えば、CO₂なら排出係数を変えるのは国が行う話であって、そういった部分もきちんとやっていかないと、単に我慢するということになっていってしまうだけですので、それは非常によくないと思いますので、そこもぜひ自治体との連携の中で、訴えかけていただきたいです。

○奥会長 そうですね。国全体でマイナス26%。いろんなところでつじつまを合わせた結果として、国全体でこの数字を出しているわけで、国の考えとしては、実は自治体にはより大幅な削減が期待されているというのがあります。では、八王子市として、実際、積み上げていく中でどこまで削減可能なのかというのは、やはりしっかり考えた上で目標設定したほうが良いということだろうと思います。

国がこの数字だから、とりあえず同じでというのも一つの考え方ではありますし、多くの自治体と同じような目標値を位置づけてはいますけれども、2050年までに80%削減と言っているわけです。八王子市も本来であれば2030年の26%だけではなく、2030年は通過点で、2050年の80%に向けてこの数字ですという、超長期ビジョンを持った上でこの数字になると、本来であれば言えないといけないうところですね。

国と同じにするというのであれば、2050年は80%を目指していくということですねということも問われると思います。

○南部環境政策課長 基準年は国に合わせてということにはしているのですが、目標値はこれから決めるので、国の削減目標に合わせるかどうかというのは、これからの話になると思います。

国で持っている削減のポテンシャルと、市の単位で持っているポテンシャルというのは、明らかに違いがありますので、そこを踏まえて目標を設定していきます。

○奥会長 また精査して行っていただければと思います。

○南部環境政策課長 実現可能な、かといって甘くなり過ぎずというところで、設定するようにいたします。

○荒井（康）委員 わかりました。

○奥会長 もう1点確認ですが、適応計画としての要素も踏み込んでいくという理解でよろしいですか。

○南部環境政策課長 そうですね。現状ですと、5ページの⑩になります。

この基本方針とどう対応するかという書き方をしているので、適応策について欄外になっておりますが、簡単に適応策についても触れており、国で法ができたり、計画ができたりしている状況もありますので、ここについては重要な部分の一つであると思っております。

○奥会長 わかりました。東京都はRE100を打ち出していますのでね。

○荒井（和）委員 沼田委員からも東京都と連携という話がありましたが、実は政府の長期エネルギー見通しで、2030年度の電力業界の自主目標値が0.37kg-CO₂/kwhを用いています。

そうすると、2013年は、0.522ですので、CO₂排出係数の効果だけで電気のCO₂削減が2割以上できます。

では、実際、市民の方々にどういった省エネを進めるのか、もう一つは、大量にエネルギーを使うが、それが自前でつくった太陽光パネルとかでの発電で、それを利用すると当然電気を買うことになる。その部分でエネルギーを使わないので、その分、CO₂排出係数がゼロになりますので、そういった市でできる取り組みがあるという形だと思います。

そういう意味で、エネルギーとCO₂というのは、一度、エネルギーに置きかえてからCO₂を考えたほうがいいのかと思っていますし、東京都の目標の立て方もCO₂削減と、エネルギー消費量の削減の両方があるので、合わせるところは一緒に合わせてやった方がいいのかと思っております。

もう1点、先ほど適応策というお話が出ていたのですが、適応策の中で昨年を見ると40度ぐらいの猛暑、特に八王子だと山間部はそれほどでもないのですが、市街地、駅前などで、こういう暑熱対策みたいな適応策というのはご検討されるのか、そこをお伺いしたいです。

○南部環境政策課長 そうですね、それもこれからの検討になります。

○荒井（和）委員 もう災害的な猛暑と言われているので、何らかしら適応策としては必要ではないかなと思います。

○**奥会長** ほかはよろしいですか。大分、時間をこれで費やしてしまいましたけれども、多々ご意見いただきましたので、今日出されました意見も念頭に置きながら、検討していただきたいと思います。先ほどのスケジュールですと、中間報告は夏ぐらいになりますか。

○**南部環境政策課長** そうですね。夏ごろになるかと思います。

○**星環境政策課主査** このスケジュールですと、6月ごろを予定されていますが、冊子のような形で中間報告を行いたいと考えているため、もう少し後ろにずれていくかと思えます。

○**奥会長** わかりました。6月以降ですね、7月、8月ぐらいになるかもしれませんが、それぐらいで少し練られたものが出てくるということですので、その時にまたご議論いただければと思います。

それでは、水循環計画について、水環境整備課長からご説明をお願いします。

○**吉岡水環境整備課長** 水環境整備課長、吉岡と申します。よろしくお願いします。

それでは、資料3に基づきまして、八王子市水循環計画の改定に係る基本方針についてご説明をさせていただきます。

各スライドの右下にございますページ数で、2ページ目からご説明をさせていただきます。

八王子市水循環計画におきましては、平成22年3月に策定し、健全な水循環系の再生に向けて、さまざまな施策を推進してまいりました。

平成27年3月に中間期に達したことから、課題等の見直しを行い改定しましたが、平成31年度をもって計画期間が終了することから、この間に施行された水循環基本法の趣旨を踏まえ、八王子ビジョン2022の実現を目的として第二次計画を策定するものです。

続きまして、3ページ目です。

計画の位置づけについてですが、水循環計画は環境基本計画の下位に位置づけていますが、治水や水インフラに係る施策を含むことから、都市計画マスタープランや地域防災計画等と連携しています。

また、本計画は、平成26年7月に施行されました水循環基本法に基づき策定された、水循環基本計画にある流域連携の推進のための流域水循環計画に、平成29年度認定をされております。

続きまして、4ページ目をお願いします。

現行計画の体系図ですが、現行水循環計画は、基本理念を踏まえ、三つの基本方針を掲げ、それぞれ施策展開を図る構成となっております。

続きまして、5ページ目をお願いします。

現行計画における各施策の取組状況・成果になります。

基本方針1、健全な水循環系再生の5つの行動の推進のうち、表の上から二つ目になりますが、きれいな水を川に戻す行動につきましては、公共下水道の整備や接続を促進することで、環境基準点におけるBOD濃度については、全ての環境基準点で環境基準を達成し、それを維持しております。

更に、一番下になりますが、水を治める行動につきましては、浸水対策重点地区に設定した4地区におきまして、浸水対策の整備を進めているところでございます。

続きまして、6ページ目をお願いします。

基本方針2の水循環に係るライフラインの整備については、公共下水道北野処理区の流域下水道への編入に着手し、平成32年度に合流地区の編入を完了させる予定です。

あわせて、下水道長寿命化対策につきましては、引き続き施策を展開していきます。

基本方針3の身近な水辺の復活10年プロジェクトについては、湧水ネックレス構想に係る湧水拠点への誘導案内表示が、平成30年度をもって完了する予定です。

また、浅川の水辺活用では、全国都市緑化はちおうじフェアの開催や、高尾山口駅前広場の整備構想の着手など、河川の水辺活用が具体化しつつあります。

続きまして、7ページ目をお願いします。

モニタリングと効果検証についてですが、河川の水質及び水量と湧水の水量をグラフにお示ししておりますが、状況についてはおおむね横ばい傾向となっております。

このほか市民による水量や水質、生き物調査などの把握に努めているところでございます。

続きまして、8ページ目になります。

社会状況等の変化についてですが、(1)にあります上位計画の見直しや、(2)水循環基本法が施行されました。更に、(3)東京都豪雨対策基本方針では、多摩地区での対策が降雨強度65mmに設定され、(5)平成27年、29年の水防法改正では、浸水想定区域の改善などが行われました。

続きまして、9ページ目をお願いいたします。

改定の主な課題についてですが、水質の改善を踏まえた環境についての課題設定・施策の検討。治水に係る全市的な雨水対策の検討。下水道等の施設マネジメントの見直し。流域マネジメント、地下水マネジメントの明確化。身近な水辺の復活10年プロジェクトの再構築といたしました。

続きまして、10ページ目をお願いします。

改定の基本方針についてですが、計画期間は2029年度までの10年間としまして、基本理念及び将来像は継続、取組の状況及び社会状況等の変化を踏まえまして、課題設定並びに施策の再構築を行うというものになっております。

続きまして、11ページをお願いします。

策定体制についてですが、環境基本条例に基づく庁内調整、環境推進会議、環境審議会の仕組みを活用するほか、市民や事業者との意見交換やアンケート及び行政連絡会における流域での施策調整を図ることとしております。

続きまして、12ページ目になります。策定に係る各組織及び設立根拠はご覧のとおりとなっております。

続きまして、13ページ、今後のスケジュールになります。

平成31年度につきましては、4月にコンサルタントへの委託を行うとともに、市民や事業者との意見交換やアンケートを実施し、その後、庁内調整、環境推進会議、環境審議会、行政連絡会等の意見を調整いたしまして、素案を作成することにします。

議会に対しては、12月を目途に素案を説明することを考えてございます。

その後、パブリックコメントを得まして、各会議で最終報告を行い、3月に公表する流れを考えております。

説明は以上でございます。

○**奥会長** ありがとうございました。ただいまご説明のありました水循環計画の改定について、ご意見、ご質問などありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

荒井委員、どうぞ。

○**荒井(和)委員** 5ページ目の施策の中できれいな水を川に戻すということで、下水道接続の向上を促進とありますが、下水道整備地域は浄化槽の整備地域に設定されていますよね。そういった意味で、浄化槽は設置されたけど維持管理がうまくいってなくて汚水を垂れ流しているということも考えると、やはり浄化槽整備地域については適切な維持管理というのが、まだまだ課題ではないかと感じたところです。

先ほどの地球温暖化のところにもつながりますが、国の資源循環型社会のほうに、省エネ型の浄化槽というのが出ています。浄化槽というのは、一般家庭の1割ぐらいの電気使用量がかかるため、合併浄化槽に切りかえるときには省エネ型や、先ほどの地球温暖化がいいかと思imasるので、そこもご検討してはいかがでしょうか。

以上です。

○吉岡水環境整備課長 浄化槽区域につきましては、市で設置をして管理をするという浄化槽と、個人の方でつけられている、2種類があります。当然適正な維持管理というのは大事なところを担っておりますし、更には、市で新たに設置させていただいて、しっかり管理させていただくということも一緒に目指しながら行っていきます。

省エネ型浄化槽につきましては、いろいろ研究させていただいて対応したいと思imas。

○奥会長 ありがとうございます。

下水道接続率の向上以外に、汚水処理率が100%に近づけば近づくほどいいわけですよ、合併処理浄化槽分も含めて。そちらも視野に入っているのですか、この中に。

○吉岡水環境整備課長 そうです。公共下水道区域の接続率が、今98%ぐらい。

その他に浄化槽区域についても、設置箇所基数というのがございますので、今設置を進めているところです。それも合わせて、水質の向上を考えています。

○奥会長 わかりました。ほかはいかがでしょうか。

○大久保委員 単純な質問ですけど、6ページの下水道の長寿命化対策というのは、具体的にどういうことを行っていますか。

○吉岡水環境整備課長 八王子市の下水道事業は昭和30年から工事を開始しています、特に八王子駅の北口周辺、市街地地区については、当初から整備を始めておりますので、整備してから50年以上経過している環境があります。

そういったところについて、カメラ調査等を行い、劣化しているところですか、破損しているところを確認します。一般的には管を入れかえる方法もありますが、埋設管がたくさんあるところは掘れなくなっていますので、そういった場合には、既存の管渠を内側からライニングして、それ自体が新しい管渠になるというような工法がございますので、そういった工法等を活用しながらリニューアルして、更に寿命を延ばしていきましょうということなんです。

○大久保委員 技術としては確立されているものですか。

- 吉岡水環境整備課長 はい。いろいろな工法がございます。管径や場所に合った形で選定して実施しているというところです。
- 大久保委員 改定の主な課題の下水道等の施設マネジメントというのは、今の関係あるのですか。
- 吉岡水環境整備課長 少し触れましたけど、今、平成32年度の編入事業というのを進めていまして、それに伴って北野下水処理場がなくなり、雨天時のポンプ施設にリニューアルしていきます。
- 大久保委員 施設をリニューアルされるのですか。
- 吉岡水環境整備課長 そうです。その辺も踏まえた形で対応をさせていただきます。
- 大久保委員 ありがとうございます。
- 西川委員 身近な水辺の復活10年プロジェクトの再構築ということで、6ページのスライドでは課題が挙がっておりますけれども、実際にはどういう復活プロジェクト、方針としてはどのような形になりますでしょうか。
- 吉岡水環境整備課長 今現在、行わせていただいているのは、市街地に近い湧水の拠点で、8カ所を湧水拠点とさせていただきまして、そこに例えば駅からその湧水拠点に向かう途中のマンホールの蓋に、案内サイン、ここから何メートルですよといった案内表示ですとか、あとは、湧水を活用した散策イベントを開催しております。
- 案内サイン自体は基本的にここで終わりとなりますので、そういった湧水を活用して、どういったことが出来るのか検討していきます。
- また、浅川の水辺活用という項目もこの中にありまして、今現在、その川の水量を復活させる取り組みの最中のところがございますので、それを継続させていくのか、どういった形で展開するのか、それを来年1年かけて考えていきたいと思っております。
- 西川委員 環境省のほうでも、10年前から水の健やかさということで、市民や民間の方々に、環境教育も含めて普及活動を一生懸命行っているみたいですが、なかなか普及しないということです。どういう水辺が市民にとって非常に健やかに見えるかとか、景観や生き物など、お金をかけないような形で水辺に関心を持っていただくというようなツールもあるので、市民参加型のイベントや環境教育方面に力を入れていただきたいと思っております。身近な水辺の復活というのは、市民の方に興味を持っていただくことがとても大事なことだと思いますので、ぜひ、そういうツールも活用されてはいかかなというふうに思います。

○吉岡水環境整備課長 健やかさ指標については現行計画にも入っていますので、活用できるように検討します。また、国土交通省で行っているものですが、水辺の学校運営協議会というものがございます。地域の小学校ですとか、事業者、いろいろ入って運営しておりまして、川で魚の生態を見るとか、そういった事業を環境教育として小学生を招いて、がさがさ探検隊というイベントをやらせていただいておりますので、そういった事業を充実させるのかどうか、その辺を踏まえて来年度は検討したいと思います。

○奥会長 お願いします。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

健全な水循環を考えたときには、今は森・里・川・海という水の循環を支える自然基盤があるわけですが、そこに関連するいわゆる流域自治体間の連携・協力というのが欠かせないわけで、そういった視点でのこの計画の内容に係る部分というのはどこに入ってきますか。

特に、その関連する自治体、近隣の自治体も含めて、ある程度、どういった内容を定めているのかということ、しっかり情報を共有しながら、同じ方向性を向いて具体的な施策を打ち出していくということが重要で、そういったことをぜひ行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉岡水環境整備課長 今現在の状況としましては、施策の身近な水辺の復活10年プロジェクト、この中の河川の水量の確保とか、その辺の流れの中で、ちょうど市役所の北側を流れています浅川が、八王子市と日野市で完結をして多摩川に合流してといったような河川になっていますので、先ほども触れさせていただきました、小学生を招いて川で遊んでもらうとか、浅川を舞台にした写真のコンクールを当初から日野市と連携事業という形で行っています。

今後もそういった連携事業は非常に重要なことだと思っておりますので、連携をさらに深めるだとか、今後どういったことを行っていくのかということも、検討していきたいと思っております。

○奥会長 そういった連携事業もそうですけれども、その計画の中身自体も他市の計画の内容をしっかりと調べていただいて、足並みをそろえていけるような方向に持っていければと思いますので、その辺も合わせて調査を進めていただきながら、本計画の中身をご検討いただければと思います。

ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、一通り本日諮問をいただきました計画につきましては、内容をご説明いた

だいて、皆様から貴重なご意見を頂戴いたしましたので、今後の検討作業にぜひ反映させていただければと思います。

では、最後に次第4のその他ですけれども、事務局から連絡事項等ございましたら、お願いしたいと思います。

○**星環境政策課主査** では、最後に、今年度審議していただいた環境基本計画が完成し、近々印刷ができるので、それができたら皆様にお送りする予定ですが、この環境基本計画について少し報告をさせていただきます。

まず、資料4をご覧くださいでしょうか。

こちらが昨年の12月から今年の1月までに行ったパブリックコメントの結果になっております。意見提出者が26人で、意見の数が67件となっております。

特に、計画の根幹に修正があるようなご意見はなかったのですが、この意見の内訳にあるように、市の取組に関することというところで、市に対して、こういうことをやってほしいというようなご意見がたくさんありましたので、それは今後の施策を運営していく中で参考とさせていただきます。

2ページ目を見ていただくと、意見の67件のうち、意見を反映させたものと施策の参考としたものに分けさせていただきます。

意見を反映させたものの中も基本的にはこうしてほしいとか、文言を修正したほうがいいのか、そういったことですので、そういったことは多少修正をさせていただいております。

次に、一番最初の時に出ました、SDG_sのことについて資料5をご覧ください。

昨年度の審議会が出たものから一部変更になっておりますので、その部分を少し説明させていただきます。

先ほど課長から話があったように、各計画については、資料5の13ページ、14ページの部分、こちらについては各個別計画にもこのような形で記入をされる予定です。

ですが、この2枚目のところですね、例として、みどりの多面的機能の活用ということで出ておりますが、以前、皆様にお配りした資料の中では、右側のように一つ一つにSDG_sを紐付けするというような形で示しておりました。新のほうを見ていただくと、それを取ったような形になっています。

これは、SDG_sは17のゴールがあり、どれも全てのゴールに結びつくため、余り紐付けをして特定するというよりは、環境基本計画に特に深いSDG_sということを示

すだけで、個別のほうにはそういったマークをつけなくてもいいのではないかというようなことがありましたので、今回、このようにさせていただいております。

ご説明は以上です。

○**奥会長** 資料4と5についてはよろしいでしょうか。

それでは、ほかに事務局から報告事項はございませんか。

委員の皆様もよろしいですか。

では、以上をもちまして平成30年度第5回八王子市環境審議会を閉会させていただきます。長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

午後3時58分 閉会

令和元年 6月 28日	署名人：大久保 雅司
-------------	------------